

## 気候変動適応法の制定（2018年）<sup>1</sup>

話し手 梶原 成元 氏 ・ 鎌形 浩史 氏 ・ 三村 信男 氏 ・ 森下 哲 氏  
同 席 高橋 一彰 氏

### ◆ 気候変動の影響及び適応との関わり

——いつからどのような形で気候変動の影響や適応の問題に関わっていましたか。

○三村 私は、1991年から、環境省の途上国支援の予算で中国や南太平洋の調査を始めました。国際機関から、アジア・太平洋では中国と南太平洋の島国の将来影響が大きいけれども研究がない、日本で支援して進めてくれないかという要請が来たということでしたが、南太平洋には年に2、3回行って調査・研究をすることになりました。フィジー、西サモア、トンガ、ツバルなどに行ったわけですが、海面上昇やハリケーンの影響が大きかったり、島国なので水資源に困っていたり、食糧問題も大変でした。その頃はそのような実証的研究はほとんどなくて、研究成果を国際会議で発表したり、地元で報告したりしたのですが、島国の人から、こんなに大きな影響が出て、将来もしかしたら住めなくなるかもしれない。一体我々は何に希望を持って生きていったらいいんだといった質問を受けたのです。その当時、私はそれに対する答えを持っておらず、影響を示すだけではだめだと強く思いました。それで、どのようにこの問題に対応したらいいのかを考え始めました。

1996年か1997年頃、また島国の会合に出たら、彼らが living with global warming と言い始め



ツバルでの調査（1995年）  
（三村 信男 氏 提供）  
侵食激しい海岸、ヤシの並木が倒れている



フィジーでの調査（1995年）  
（三村 信男 氏 提供）  
標高はほとんど0m

<sup>1</sup> このインタビューは、2021年4月12日に行った。文中に記載されている組織の名称や人物の肩書は、特に断り書きのない限り、語られている出来事当時のものである。発言内容は各発言者の責任によるものであり、必ずしも環境省の見解ではない。

ていたのです。ウィズ温暖化ですよ。温暖化、気候変動の影響が進む中で、それを受け止めて自らの生活を再構築していくという話だったわけです。「適応策」という言葉は知っていたけれども、政府の支援もあまりないような現場のコミュニティで人々がそういうことを考え始めているのに非常に強い衝撃を受けました。将来日本でもそういうフェーズになるところを考えると、2000年前後から、適応策の必要性を学会で発表したり議論したりということを始めました。これが私の中で「適応策」を社会的課題として認識した経緯です。

○梶原 適応の話は、温暖化交渉の席から始まるのですけれども、そのときにはあまり重視されていたわけではなくて、国際交渉は京都議定書の京都ルールを作るということに終始していました。

この分野で私の最初の大きな関わりというのは、地球環境局の総務課長だったときに、環境研究総合推進費のSプロジェクトと呼ばれる戦略研究プロジェクトで気候変動の影響に関する研究を始めるのか始めないのかという議論をしたときです。当時、地球環境局は非常に忙しかったわけですが、研究調査室長の塚本（直也）さんに、研究という形でどんどん進めておいてくれというお願いをした記憶があります。

三村先生にSプロジェクトのリーダーとなっていただき、国のいろいろな研究機関、つまり国交省の研究機関や農水省の研究機関をまとめていただきました。ここから適応の話が動き始めました。

○鎌形 気候変動適応の法制化の準備段階に関わりました。2016年夏、梶原さんの後に、地球環境局長に着任し、適応の法制化というのを大きな課題として引き継ぎました。並行して、長期ビジョンという形で、気候変動対策の将来の姿の構築を検討しており、こちらも結構苦労しました。このような中で、気候変動適応というのは適応策をとるということだけではなくて、影響というものを科学的に捉えて、それに対してどのように適応していくかという文脈で私も捉え、適応を政策の中の1つの柱にしなければいけないという思いを持って取り組みました。

法制化に関しては梶原さんも非常に苦労されたということでもありますけれども、私自身は、どうやってその雰囲気を作っていくかということに汗をかきました。法制化は、自分がやるつもりだったので、代わってしまうということで、後任の森下さんに引き継いで、しっかりと仕上げていただきました。

○森下 私は、この気候変動適応法は本当にすばらしい、大事な法律だと思っています。環境法の新たな分野を切り開いた法律だと自負しています。法律名は文字数が短ければ短いほど実は格が高いのだという霞が関のセンスがありまして、この7文字の法律というのは、例えば大気汚染防止法といったものと並ぶ、一つのバックボーンになるような法律だと考えています。法律策定に携わった全ての人間、これは法制局の参事官の方々も含めて、そういう思いがあって作り上げた法律だと思っています。研究者の皆様方、そして自治体の皆様方、もちろん関係

省庁の皆様方、ありとあらゆる方々に御協力いただかないと実施していけない法律でもあります。また、三村先生と浅野（直人）先生のお二人の重要な先生方によってずっと引っ張ってきていただきました。いろいろな方々の取組がこういう形になっており、御協力いただいている方々に御礼を最初に申し上げます。

◆ 気候変動の影響とは ー科学的な知見の収集ー

——2005年以降、環境研究総合推進費などで気候変動の影響や適応に関する科学的な知見を積み重ねてきましたが、研究や政策をどのように進めていきましたか。また、地域への影響が明らかになり、地域の取組をどのように進めましたか。

○三村 2005年から2009年まで、環境研究総合推進費の戦略研究のS-4を担当し、日本の影響評価に関する研究を行いました。各省庁の研究者も含めて、防災、水資源、森林、農業、健康、感染症などへの影響について集まって研究をやらうと呼びかけたら、結構みんな喜んで参加してくれて、大学と研究所が一緒になって大きな研究を行いました。それで最終的に、日本全体の影響分布図や被害が何兆円に及ぶかといった経済的評価を含めたレポートを作って5年間のプロジェクトを



三村 信男 氏

まとめました。この研究成果は、プロジェクト終盤の2008年と2009年5月に、環境省の記者会見室で記者発表させてもらったのですが、テレビカメラも入って部屋が満杯になって、非常に大きく報道されました。その後、研究室に全国から、私の町ではどうなりますかとか、自宅の前の海岸は将来どうなるのかといった電話が掛かって来ました。影響予測を出したら、多くの人たちが自分の場所での対応を考え始めるきっかけになったということです。

翌年から始まったS-8という次の戦略研究の中で、日本全国ではなくて地域レベルでの影響を予測する研究を行うことになりました。影響予測によってそれぞれの地域で適応策を構想できるようにすることを研究の目的にして、自治体の取組に関する研究班も置きました。S-4もS-8も国立環境研究所の肱岡（靖明）さんが幹事役をやってくれて、多くの若い研究者が非常に熱心に進めてくれたのが印象的でした。S-8の成果は今の適応計画のベースになっていて、実は日本全国に対して統一した前提条件（シナリオ）の下で各分野の影響を評価した結果は今でも少ないのです。

○梶原 科学的な知見に関して、中央環境審議会に気候変動影響評価等小委員会を作りました。

30人くらいの委員でしたが、各省庁がこの分野ではこの人が頼りといったような先生が全部入っていただいたと思います。だから、この場で述べられる知見には誰もノーと言えなかったわけで、それはある意味ものすごいことなのです。純粋な科学者集団の専門委員会となったことにはとても大きな意味があったと思います。

もう一つ、国際的な動きを言うと、最初の頃、例えば1990年代、2000年より前の国際会議ではあまり「アダプテーション（適応）」の議論をした記憶がありません。ただ、2001年に、環境庁が環境省になって半年ぐらいして川口順子環境大臣が外務大臣になられるのですけれども、その頃には安全保障分野で気候変動の影響が結構議題になっていて、川口外務大臣がイギリスの外務大臣と一緒に国連の安保理（安全保障理事会）の場で気候変動を議論したのです。もう20年前ですが、そのときに climate security という概念が公式の場に登場し、気候変動は難民問題、食糧問題、水問題が戦争の種になる、世界の不安定要因になるといったことが安全保障上の課題として取り上げられてきました。

○森下 お話の流れで、国立環境研究所の取組に対してお礼を申し上げておきたいと思います。理事長でいらっしゃった住（明正）先生、渡辺（知保）先生、歴代のトップが適応に関する取組を非常に強化してきてくださって、それが法案にもつながって、今の気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）につながってきています。また、原澤（英夫）先生を始め研究者の方々も非常に多大なる貢献をしてくださいます。確か法案の審議のときにも原澤先生に御協力いただいたと記憶しています。そういった形で本当にいろいろな人たちの協力があったこそだと思います。

#### ◆ 世界中の最新の科学的な知見を日本から発信（IPCC 横浜総会）

——2014年3月に横浜でIPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書の第2作業部会報告書（影響・適応・脆弱性）がまとまりましたが、その受け止めに教えてください。

○三村 横浜でのIPCC総会は非常に大きかったなと思います。何しろIPCCのレポート、第2作業部会の報告書をまとめる総会を日本でやるということですから、国内の関心は非常に高かった。これは当初、たしか5日間でSummary for Policymakers（SPM）の40ページぐらいの文書をセンテンス・バイ・センテンスで承認していくということだったのですが、5日間では終わらなくて、6日目の午後3時頃になって終わりました。もめる要素がいろいろありました。全部が承認された後、部屋一杯に集まったマスコミの方に、このIPCCの報告書の成果を伝えたことを非常に印象深く覚えています。

それからもう一つ、この第5次評価報告書の中で大きな特徴だなと私自身が思っているのは、緩和と適応の関係をきちんと示した結論になったということです。というのは、WG2の対象は

影響・適応・脆弱性ですから、緩和については WG3 に任せてあまり触れないというのがそれまでの形だったわけです。ところが、気候変動が更に厳しくなってくると、ここを超えてはもう適応できないという限界点も見えてくるわけです。それで、主要な結論として、自然環境と人間社会が適応できるレベルに温暖化を抑制するように緩和を進める必要がある、というメッセージが WG2 のレポートの中に込められたのです。これは、気候変動対策の柱が単純に 2 つあるのではなくて、それらの相互関係を示したということです。そうすると、人間社会・自然環境が適応できる限界の気温上昇や、緩和と適応の役割分担でどこまでリスクが減らせるかが次の研究テーマになります。IPCC に 30 年以上関わってきましたけれども、横浜の総会は非常に印象的な会議で、結論としてもかなりクリアなものになったと思っています。

## ◆ 法制化への挑戦

——影響評価報告書の検討が進む中で、2014 年度には温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）の改正による適応計画の法制化を目指しましたが、どのような考えからでしょうか。また、各省の反応はいかがでしたか。どのように調整して、最後にどのような論点が残りましたか。

○梶原 2014 年から 2015 年にかけて、我が国の 2030 年までの削減目標の約束草案、後に言う 26% 目標の国内調整をやっていました。また、G7 で日本が議長国を務める伊勢志摩サミットがあって、G7 環境大臣会合もやらなければいけないといった状況にあり、様々なことを局を挙げて並行して行っていました。その中で、法制化をやることにしたのですけれども、地球環境局の中では割ける人員が非常に少なく、担当していただいた方々には、大変ご苦勞を掛けてしまった記憶があります。

何でやろうと思ったかという、世の中で適応の話が非常に盛り上がっていて、今法制化できなくていつできるのだという感覚がありました。

適応という行政課題が表に出てきた段階では、自然を相手にする事業官庁には大きな葛藤があったと思います。国土交通省旧河川局（水管理・国土保全局）はどのように頻発する洪水に対処しようかと考えていただろうけれども、インパクトが大き過ぎて自分たちだけでは物言い出しにくかったのだと思います。対策の前提となる降水量を上げるとしたら何兆円かかる、これまでの事業の全面見直しになるという議論を自分から言わなくては行けないが、どう言おうか悩んでおられたと思います。また、農業試験所で言うと、品種改良をこれまでもいっぱいやっていたのだけれども、これをさらに大々的にやらないと日本の農業は持たないとは、なかなか言えなかったのではないかと。これは想像ですけれども。そういう中で、この気候変動の適応の研究の場があって、みんなでこれは大変だということが共有できたのだと思います。問題意識が研究者側で大きく育ち、行政課題になって、行政側が後ろを振り向いたら、研究者の方々が全員そうだそうだと言う。ですから、適応をやらなければいけないということに対しては誰

も反対と言えない状況が既に法制化の前にあったのだと思います。

そういう意味で法制化に向けた最大の貢献者はこの研究グループで、これが日本で環境問題として適応の法制化が比較的スムーズにできた最大の理由だと思います。適応というのは非常に大きな意味を持っていて、例えば旧河川局の全予算をどの方向に導くかという問題や、農水省の予算の半分以上をどうするかという問題にもつながる可能性があります。そのような大きな影響力を持つものが霞が関で1つにまとまるというのは非常に稀有なケースだと思います。だから、さっき「新しい分野を切り開いた」と森下さんがおっしゃっていましたが、環境省にそんなものをまとめさせるのはどうかという発想が出てきてもおかしくはないわけです。

そういう構造になっているものだから、適応というのは何の目的のためにやるのか、適応の対象になっている温度上昇というのは自然要因もあり人為的なものだけを分離できないため温対法の法目的から外れているのではないか、そもそも環境省の所掌なのか、環境省設置法で読めるかなど、いろいろな議論になってしまいました。最初にそもそも論でこじれるので、後が結構大変になって、後の鎌形さん、森下さんには大変御迷惑をかけたと思います。

## ◆ 法制化の再チャレンジ

——2015年の11月に適応計画を単独で閣議決定しましたが、その意義をどのように考えていましたか。

○梶原 やはり法律を作るという議論とは別に、いろいろな知見をまとめていただいております、それを何かの形にしておかないといけません。適応計画を作ることが温対法改正の目的だったのですから、この計画自体は何とかして残したい。しかし、環境省単独のものではなく、環境省が提案して霞が関全部がちゃんと認める形である閣議決定にしたかった。そうなると、内閣全体が縛られる計画になりますので、大きな前進になるのです。また、以後の法定化にもつながると理解していました。



法制化を祈念して丸川環境大臣（当時）がサインしたポロシャツ（梶原 成元 氏 提供）

——2017年度以降の動きについて、それまでの経験も踏まえて、法制化に向けてどのように工夫していったのでしょうか。また、各省との調整や法案の作成で最も苦勞した点はどのような点でしょうか。成立の決め手となったのは何でしょうか。

○鎌形 梶原さんから引き継いだときは、その年に温対法の改正をやって、それには適応を入れることができず、その前の年に閣議決定で計画を作っていた。正直なところ、閣議決定である形ができたということと、法律がない中でも1つの政策になったということで、ある意味で非常に冷たい見方をすると、霞が関の世界では屈のような状態に入らんとしていた時期だと思うのです。ただし、前任の梶原さんからの引継ぎではかなり厳しくというか、ものすごい情熱を感じるような、何とかせにゃならんということは受けたつもりでした。



鎌形 浩史 氏

そのときに2つのことを考えました。

1つは、先ほどのように中央環境審議会に動いていただくことで世の中に雰囲気を作ることです。中央環境審議会の気候変動影響評価等小委員会で、世の中に適応政策というものを国のルールとして、あるいは組織・仕組みとして作っていくことの必要性を訴えかけていく必要があると思いました。その中で、ある意味、既に枠組みというかお座敷は出来上がっていて、なかなか動きにくい人にも関心を持っていただくことが重要でした。そこで、適応関連のビジネスというのですか、そういうものの可能性をその委員会でも取り上げてもらった。ただ、当時はまだあまり熟度が高くて、要は損害保険会社とか住宅メーカーなどに来ていただいてヒアリングして、気候変動が進んだ世界でのビジネスの在り方は変わるし、変わる中に1つのチャンスがあるということを展開していました。そういう雰囲気作りに努力したということです。

表の世界では、気候変動対策を進めるために科学的知見をいかに集積して、それを国立環境研究所が中心になっていかに整理していくかということと、いろいろな政策を実行に移す上で地域の取組をコンソーシアムという形でそれぞれまとめていって、その後も、地域の特性を踏まえてどういった課題の影響評価を重点にするか、といったことも地域それぞれが取り組む、そのような仕組みを作ることについての議論を頂いていたということです。水面下の世界では、法制化に向けて議論を進めていかなければいけないということで、ありていに言うと、炭素税の問題と切り離して考えるというようなことをどうやって理解してもらおうかということが中心になっていたと思います。恐らくそれは森下さんの時代にも引き継がれて、いろいろ工夫されて今の法律になっているのだと思います。

○森下 実は私が引き継いだときには骨格もほとんど全てできていました。

○鎌形 例えば温対法から切り離して気候変動適応法にするとか、ある意味形式論なのですが、そういったことで前回の法制化チャレンジの際に議論になったそもそも論を乗り越えて前に進めるようにしたということはありません。本筋ではない議論で霞が関が一生懸命になる典型だと思いますので、あまり将来・現役の方々が真似するようなことではないと思いますけれども、そんなこともやったということです。

もう一つは、私の記憶によると2017年の夏、自分がまだ地球環境局長をやっていた頃だと思いますけれども、その頃にそれぞれ与党自公から法制化の背中を押すような報告を頂くというようなことがあったと記憶しています。

そういった流れで、閣議決定で終わっては日本全体、国民の意思としてのルールにならないということを強く感じましたし、自治体が動くにしても法律があるということが重要だという思いがあったので、何とかしたいという思いだけは強く持って、途中の仕掛かりの段階で森下さんに引き継いだということでもあります。

○森下 政治家のイニシアチブも非常に大きなものがありました。自民党の環境・温暖化対策調査会長は北川（知克）先生だったと思うのですが、北川先生も閣法でしっかりやるのだというお考えをお持ちになっていて、それを政治主導でまとめていこうという強い意志とリーダーシップを発揮されています。環境・温暖化対策調査会で、関係する部会の部会長又はその代理の先生方を全て集めて、気候変動適応法の議論をまとめていくというプロセスを踏んでいました。

そういう大きな座敷を作っていただいたということも、その後の気候変動適応法の成立に向けた大きな後押しになったと思っています。法律ができたのが2018年6月で、同年12月の施行になったのですが、12月中旬に、施行記念のセミナーを東京で開かせていただきました。その頃、北川先生はお体の具合が悪くなっていらっしやったのですが、このときだけは俺は来て話をするんだと言って熱くお話をしてくださいました。その後お目にかかることがないまま世を去られてしまったのですが、気候変動適応法の成立に向けた熱いお気持ちを持たれていたと思います。北川先生が亡くなった後、それを引き継いでくださったのが望月（義夫）先生ということで、望月先生も非常に強いイニシアチブで、その後、適応の法律の実効性を上げるという意味でも大きな貢献をしてくださった。本当にこのお二人の支えなくして法律はできなかつたと感じており、感謝しています。鬼籍に入られてしまっただけで本当に残念ですが、今でも見守ってくださっているのではないかと思います。

法律自身は、閣法になると議員立法ではない制約が出てくるのですが、例えば法律事項をどうするのだとか、そういう法的な要件がありました。それがうまく、国立環境研究所の独法の一部の規定を変えることでクリアできて、歴代の環境省職員の非常に献身的な努力で無事法律の案ができました。



## ◆ 法律の施行と効果

——法律が成立したことによって適応策の取組は加速しましたか。また、法律ができてよかった点なども教えていただけますか。

○三村 適応の法制化では、私は3つポイントがあると思っています。1つは、気候変動の影響というのは水とか農業だけではなくて非常に広い範囲に及ぶため、全省庁が参加して協力する形になる必要があることです。

2番目は、影響は地域性があるって、地域を中心に作らなければいけないので、地方自治体などの取組を重視する必要があることです。

3番目に、不確実性の問題をどうするかという点です。自治体の人と話していると、まだ先が分からないと言われていた問題に対してどうやって政策を打つのかということをよく言われました。イギリスの気候変動法などを参考にして、5年に一度、影響評価を行って適応計画の見直しをすとか、決め打ちではなくて順応的に対応する仕組みが重要だと以前から言っていたのですけれども、今の法律はそうになっています。法律の仕組み自体が非常にうまくできているなど私は感心して見えています。

○森下 全省庁との関わりというのは本当に非常に重要で、特に国交省とか農水省とか、地域でどういう影響が出てくるかということ具体的に評価してみようというところまでの協力関係ができておりました。

地域性の話は、特に技術にも関係してくるところだと思いますけれども、ダウンスケーリングという手法で、今は5kmあるいは1kmメッシュで、地域がこの先50年あるいはその先にどうなっていくのかということまである程度の確からしさを持って予見することができ、非常に重要なツールであると思っています。国内はもとよりですけれども、これは国外、例えばアフリカでの協力でも、サブサハラで東の方が温暖化の影響が出てくるのか、あるいはもっと西の方に出やすいとか、そういう国際協力のプライオリティづけみたいなのところも含めてダウンスケーリングの手法が使われている。こういうことも含め、国内外で適応のアプローチを展開していかないといけないと思っています。

気候変動適応法ができてよかった点ですが、「適応」というのが言葉の市民権を得たということも非常に重要なことで、新聞に「適応」と書いてくださいよと新聞記者さんに言っても、「適応」と書いた瞬間にデスクではねられるんですよという話をよく記者さんから聞いていました。この法律ができてからは「気候変動適応」という言葉が普通に使っている言葉になった、ということ大きな変化だったなと思います。

○梶原 僕からは、気候変動適応法の意義として2つ指摘したい点があります。1つは、恐らく自治体にとって地球環境問題というのは他人事だったのが、自分事になったという意味で、大きなインパクトがあったこと。地球環境局の行政というのは、今と違って当時は自治体にはあまり関係なかったのです。もちろん地球温暖化対策計画の都道府県計画とか市町村計画はあるにしても、地方にお金は行かないし、補助金もないという世界でしたから、先進的な自治体を除いて自身のテーマとしてはとらえにくかった面がありました。適応という問題を前にして、ようやく住民と共感できる自分事のテーマが見つかった。それが「気候変動」という名前とともに国民に定着していくということが1つ。



梶原 成元 氏

もう一点は、緩和の説明をするときに、1.5°C上がると大変なんですよ、3°C上がるとこんな大変なんですよと言うのだけれども、全然実感がありません。適応という議論の中で、実際の影響が理解できたり、必要な対策が形になってくると、実感として理解してもらえるようになる。もちろん被害の現実化というのも片方にあるのだけれども、適応の世界がどんどんその内容があらわになっていくことによって、緩和をちゃんとやらなければいけないということになって、緩和の促進役になってくれたのではないかと思います。

———どうもありがとうございます。地域の話に関して、浅野先生のご指導の下、他の地方に先駆けて、九州地方環境事務所が、管内の支分局、県、有識者の先生と一緒に、気候変動の影響の知見をまとめていましたので、この場を借りて共有いたします。

#### ◆ 今後に向けて

———当時を振り返って、心残りだった点、よかった点はありますか。現在も気候変動の影響による災害の激甚化など、適応策の必要性は高まっていますが、今後の適応策の推進についてコメント・感想がありましたら、お願いします。

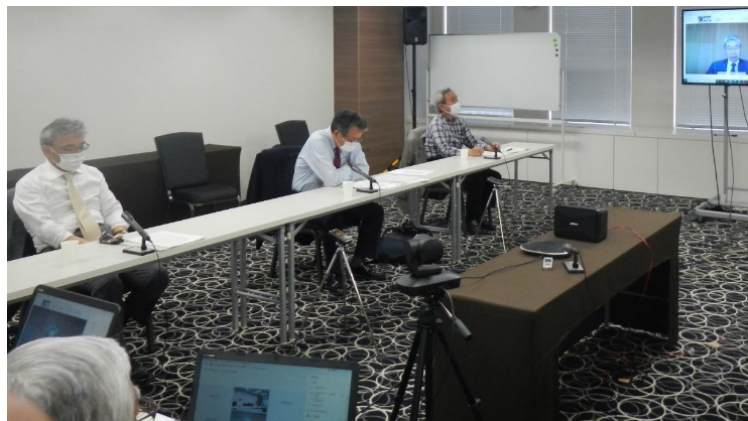
○三村 1つは、今、気候変動の影響が、これまでとは違う新しいステージに入った、あるいは入りつつあるのではないかと私は思っているのです。というのは、非常に印象的だったのは2019年の台風19号で、144か所もの堤防の破壊が起きているのです。要するに、1つの台風によってこれほど堤防が被害を受けたのは今まででなかったのではないかと。これはずっと長い努力をして作り上げてきた国土の防護レベルを自然災害の力が超えつつあることを意味していて、

ほかの分野でも同じようなことが現れる可能性がある。そういう意味では、将来の影響をよりきちんと把握して、予見的な適応をしっかりとやっていくことが重要だと思います。

2 番目は、気候変動の影響が激しくなって、昔は地球環境の問題だったのが、その影響が自分たちの毎日の生活に及ぶようになってきたということです。地球環境問題が登場したときの標語は think globally, act locally ということで、地球レベルで考えるという視点が我々にはすごく新鮮だった。今は、世界各地に現れている影響に対してどう対応するかを考える時代に入った。つまり、地球環境問題が地域の問題になった。最近私は、think locally, connect globally ということを言っているのですが、地域で起きていることをもっとよく研究して、それへの対応を世界で共有していく、そのような視点が重要なのではないかと思います。

3 番目に、これからの適応策の捉え方です。従来は、気候変動による悪影響を何とかして元に戻す、つまりマイナスをゼロに何とかして近づけるといように捉えられやすかった。しかし、適応策と他の課題を組み合わせることによってマイナスであったものをプラスに転化していく、例えば安全・安心で持続可能な地域社会をどう作るかとか、それは地域循環共生圏などの発想にも通じると思うのですが、そのように前向きに捉えることが重要だと思います。

○梶原 未来に向けてですけれども、環境省が、国交省であれ、農水省であれ、関係省庁にこの分野で信頼されることが非常に重要で、そのことが環境省の行政を進めるし、助けると思うのです。ポイントは、科学をまとめるということを重視することです。科学的な知見を提供して、具体的な政策は各省に任せるとい



インタビュー風景

うようなスタンスが極めて重要です。つつい予算化するとか事業化するということをやりたいくなりますが、そうすると各省から信頼されなくなる可能性があります。ぜひそういう将来の環境行政の立ち位置の1つの在り方として、非常に大切に大きな分野、責任を担っているのだということを理解して、その上でみんなと一緒にやるのだという発想を持っていた方がいいと思います。

○鎌形 気候変動適応分野は、科学に立脚した行政という意味で非常に優れたといえますか、研究の世界、科学的知見を集積するというネットワークの世界で進んできたこと、そしてそこで課題とされてきたこと、そういったものを全てまとめて、法律という形で作り上げてきた。本来全ての行政はそうあるべきかもしれないけれども、珍しいケースなのかなと思います。この

法律の体系の作り方は、科学に立脚して物事を見極め、ネットワークを組みながら地域で対策を進めていくようになっており、これが非常に大切だと思います。環境政策を進めていく上で、政治の動きとか世の中が何を求めているか、そちらにも目を向けろということはかなり現役の皆さん方には言ってきたと思うのですが、そればかりいくと、科学に立脚しない、思いつきや流行に乗って政策を進めるということになりかねない部分がある。もちろん、政治のアジェンダの中心部分に環境を据えてもらうということは非常に大切なことではあるけれども、その前に、何をすべきか、どういう方向に向かっていくべきかということについて、科学に立脚するという原点を忘れてはいけないと思います。現役の皆さんには、この法律の構造を環境政策全体の構造にしていくことを期待します。

○森下 3点ほど手短かに申し上げたいと思います。

1点目は、当時気になっていたこととして、領土、領海や排他的経済水域など、そういう話につながる議論があります。つまり、気候変動が大きな影響になって島が水没するような話になったときに、どういう議論、どういう影響が沸き起こってくるかというのがすごく重要なことだろうと思っていながら、なかなかそこに踏み込んだ議論をやる余裕がなかったというのがありました。

よく考えておく必要があるのではないかなと思います。

2点目は、私は、これからの環境省の大きな役割として、自然とか生物、生態系、生物多様性、そういったものの変化をしっかりとデータ化して、それをいろいろな人たちに提供するという役割を果たしていくのが非常に重要なことではないかと思うのです。今後、いかに大きな変化がこれから起きようとしているか、きちんと理解した上で、その役割を果たせるような役所になるというのがこれからの環境省の大きな道ではないかなと私は思っています。科学技術でそういったデータを集めて、デジタル化して、共有して、加工するところで環境省が大きな役割を果たしていったらいいのではないかと思います。

3番目が、サステナビリティの施策とのリンクです。気候変動と何か、例えば農業だったり、食糧だったり。今は気候変動×防災というところに特にフォーカスが当たっていますが、正しいアプローチだと思います。例えば水素を作るといことになると食糧の問題が出てくると思いますし、何か新しいことを行うとするとどこかでコンフリクトを生じます。それをいかにミニマイズして人々が穏やかな生活を送れるかというところで科学的な知見を準備していくということが極めて重要ではないかと思っています。



森下 哲 氏

- 高橋 ありがとうございます。お話にもありましたが、気候変動適応はあらゆる分野にまたがるものであり、環境大臣が議長で各省庁が参加する気候変動適応推進会議に、昨年からは防衛省も参加し、ほぼすべての省庁で適応の推進を行っています。今後とも御指導いただければと思います。

— 了 —

話し手 梶原 成元 氏 公益財団法人廃棄物・3R 研究財団 理事長

1979 年 環境庁入庁、2012 年 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長、2014 年 地球環境局長、2016 年 地球環境審議官、2017 年 退官。

鎌形 浩史 氏 環境省顧問、福島中間貯蔵推進総括室長

1984 年 環境庁入庁、2016 年 環境省地球環境局長、2017 年 大臣官房長、2019 年 環境事務次官、2020 年 退官。

三村 信男 氏 茨城大学名誉教授、地球・地域環境共創機構特命教授

森下 哲 氏 いであ株式会社 取締役副社長 環境測定担当 兼 環境創造研究所長

1986 年 環境庁入庁、2016 年 環境省大臣官房審議官（地球環境局担当）、2017 年 地球環境局長、2019 年 地球環境審議官、2020 年 退官。

同 席 高橋 一彰 氏 環境省地球環境局総務課気候変動適応室長

（話し手は五十音順。所属・役職は全てインタビュー時点のもの。）